

高知県未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、高知県全域とする。概ねの面積は71万ヘクタール程度（高知県面積）である。

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、高知県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域、高知県立自然公園条例に規定する県立自然公園、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、国内希少野生動植物種の生息地）を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域に含まれる自然環境保全法に規定する自然環境保全地域については、促進区域の設定を行わない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本区域には存在しない。

また、本県の港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、港湾計画に関連した促進区域及び重点促進区域を設定するにあたっては、同計画と調和して整合を図るものである。

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

高知県は四国の南部に位置し、北は四国山地により徳島県・愛媛県に接し、南は太平洋（土佐湾）に面する 700 km 以上の海岸線を擁するなど、山と海に囲まれた東西方面に細長い弓なりの形状となっている。

山地が多く、標高 1,000m 以上の山岳が 100 を超え、林野面積は県総面積の約 84% を占め全国 1 位となっている。

県北部から中部にかけては 1,500m から 1,900m 級の山岳が連なる急峻な地形となっている。その南側には 1,000m 以下の低山地が広がり、物部川、仁淀川の下流域に挟まれて県内最大の高知平野が広がっている。

東部の山地が海岸線にせまる山麗地域では、河川の浸食と波食作用による段丘状地形が発達するほか、河川が山地から出てくるところには扇状地もみられる。

西南部は概ね 700m～1,000m 程度の小中起伏山地が主であり、いくつかの山塊に分断された典型的な地塊山地となっている。

太平洋を望む海岸線は 713.2 km と長く、西部はリアス式海岸、東部は隆起海岸で平坦な砂浜が続いている。

②インフラの整備状況

高知県は、陸、海、空ともに十分な交通インフラを備えている。

航空便では、高知龍馬空港から、東京国際空港（羽田空港）間 10 往復をはじめ、大阪国際空港（伊丹空港）間 6 往復、名古屋飛行場（県営名古屋空港）間 2 往復、福岡空港間 2 往復の就航があり、国内主要都市とのアクセスは良好である。

また、鉄道については、県中央部から東西にわたり東へは徳島県、香川県まで、西へは愛媛県まで続いており、隣接県へのアクセスも良好である。

県内を東西に横断する高規格道路等のアクセスは向上しており、県外へも、四国横断自動車道で愛媛県、徳島県、香川県を經由して、山陽自動車道や名神高速道路などに直結しており、大阪、京都、名古屋など大都市へのアクセス網が整備されている。

さらに、高知県内には高知港、須崎港、宿毛湾港の 3 つの重要港湾があり、高知港では中国・韓国航路、韓国航路、神戸フィーダー航路の週 3 便の定期コンテナ航路が就航している。

③産業構造

高知県の平成 27 年の製造品出荷額等は約 5,673 億円であり、産業分類別にみると、食料品製造業（約 15.3%）、パルプ・紙・紙加工品製造業（約 10.6%）、窯業・土石製品製造業（約 10.2%）、生産用機械器具製造業（約 9.6%）、鉄鋼業（約 6.6%）などの構成となっている。

④人口分布の状況等

本県の面積は約 7,104 平方キロメートルで四国四県では一番広く、全国では 18 番目に広い面積を有している。一方、人口は約 72 万人（「高知県推計人口調査」平成 29 年 1 月 1 日現在）で、人口密度は 1 平方キロメートルあたり 101.3 人と低い状態。

人口の約6割は県土面積の約1割を占める都市部に集中し、残りの約4割は中山間地域に居住しており、過疎化の進行が課題となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

全国的には人口の自然減が平成17年から始まっているが、本県は全国より15年先行して平成2年から386人の自然減に転じ、平成17年には3,203人減となり、高齢化の進行・少子化の加速により中山間地域を筆頭に過疎化が進んでいる。

年間商品販売額の推移を見ると、平成9年に約2兆円であったものが、平成19年にかけての10年間で2割減少した約1兆6千億円となっており、また、全国的には好景気により有効求人倍率が回復する時期も本県は低迷するなど、この人口減少の負のスパイラルの影響が県経済の様々な面に表れていた。

その負のスパイラルの克服に向け、官民が一丸となって同じ方向に力を合わせて進む旗印ともなる、「高知県産業振興計画」を本県経済の体質強化に向けたトータルプランとして、平成21年度に策定し、地産地消・外商を徹底しながら、県外市場で通用する商品を育てるなどして、全国から外貨を稼いで経済の縮みを解消していくなど、県勢浮揚の実現に向けて全力で取組を進めている。

その結果、各分野で地産地消・外商が大きく前進し、産出額等が上昇傾向に転じるなど経済全体が良い方向に向かうようになってきた結果、製造品出荷額等は平成21年約4,908億円から平成27年約5,673億円と約15%上昇し、付加価値額も平成21年約1,710億円から平成26年約1,773億円と約3.6%上昇するなど成果をあげている。

この高知県産業振興計画も平成28年度から第3期目となり、平成29年度からそのver2として、県勢浮揚を成し遂げるため、これまでの取組を通じて拡大してきた「地産地消・外商」の取組をさらに強化し、その流れをより力強い「拡大再生産」の好循環につなげることで、「地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」を成功イメージとして取り組んでいる。

なお、高知県ではこの高知県産業振興計画を進めるとともに、地域経済牽引事業を促進することで、地域経済の活性化を目指す。

(2) 経済的効果の目標

1件あたりの付加価値については、製造業は平均62.7百万円、情報通信業は平均146.9百万円とし、それぞれを創出する地域経済牽引事業を製造業では35件、情報通信業では5件を創出し、これらの地域経済牽引事業が業種ごとの波及効果を与えることにより、県全体で2,929百万円の付加価値額を創出することを目指す。

この2,929百万円は、本県の製造業及び情報通信業の付加価値額(121,535百万円(H24年経済センサス活動調査))の約2.4%にあたり、地域経済に対するインパクトは大きい。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	—	2,929百万円	—

【任意記載のK P I】

	業種	現状	計画終了後	増加率
平均付加価値額	製造業	—	62.7 百万円	—
	情報通信業	—	146.9 百万円	—
新規事業件数	製造業	—	35 件	—
	情報通信業	—	5 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件全てを満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が2,955万円を上回ること。

※高知県の1事業所当たり平均付加価値額（経済センサス-活動調査H24）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で、3.5%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で、3.5%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の現金給与総額が開始年度比で1.5%増加すること

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、現段階では重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①第一次産業等を核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②機械系産業、紙産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ③高知ならではの新興産業の振興により培われた知見を活用した成長ものづくり分野
- ④コールセンター、バックオフィス等の集積を活用した情報通信関連分野

(2) 選定の理由

- ①第一次産業等を核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

平成 27 年度の年間日照時間が 2,098 時間、年間降水量が 2,979mm と、本県は全国トップクラスの日照量や降水量、長い海岸線（約 713km）からもたらされる多様な農畜産物や水産物に恵まれている。

土地生産性は全国第 6 位（統計でみる都道府県のすがた 2016）で、全国シェアトップクラスの農作物も豊富である。全国屈指の施設園芸農業（野菜・果樹・花きのハウス栽培）が発展しており、平野部では水稲の早期栽培や、野菜を中心とした施設園芸、山間部では野菜、果樹、茶や肉用牛（土佐褐毛牛）などの生産と、それぞれの地域特性を生かして展開している。

また、漁船漁業生産額全国第 9 位、魚類養殖生産額全国第 5 位（平成 26 年農林水産統計）と、全国有数の漁業生産額を誇る。この水産業分野の地産外商強化の取組として、県内水揚げの確保・推進、養殖業の設備投資や技術導入支援、県外飲食店とのマッチング支援を行ってきた。その結果、沿岸漁業生産額も平成 18 年の 326 億円から平成 26 年には 445 億円へ増加し、加えて県外飲食店が登録する「高知家の魚応援店」制度など本県の特徴でもある少量多品種の魚を外商する新しい商流の仕組みも整ってきた。

さらに、森林率は県土の約 84%と全国第 1 位で、豊富な森林資源を誇る。この資源をより有効に活用できるよう、人工林資源の集約化、大型加工施設の整備、全国に先駆けた C L T 建築推進協議会の設立など取り組んできた結果、原木生産量も平成 22 年時点は 40 万 4 千 m³であったところ、平成 27 年には 59 万 2 千 m³まで大幅に増加している。

このように、恵まれた自然環境によって、全国的にも第一次産業が比較的優位であることから、本県には一次産品等の加工を行う企業も多数立地している。中でも食品加工の企業は多く、平成 26 年高知県工業統計調査では、県内の食品関連事業所数は 200 社であり、これは県内製造業 853 社の約 23%を占めるほどである。

高知県産業振興計画では、計画策定時から「ものづくりの地産地消」の促進に向けて、一次産品等の加工品を製造するのみならず、加工・製品化のための機械設備の開発など「ものづくり」全般に関わることを極力県内の事業者同士で行い、ノウハウを蓄積し資金を県内に留めるよう取り組んでいる。

これらの取組の結果、高知の一次産品等を生かした加工品を県内で、かつ可能な限り県内で開発された機械設備によって製造する仕組みが構築され、そこで生まれる付加価値を県内に留め、本県の強みである第 1 次産業が、第 2 次産業（食料品製造業など）や第 3 次産業（商業や観光産業など）につながり、波及効果を広げている。

以上の効果がより力強い「拡大再生産」の好循環につながるよう、高知県産業振興計画の第3期からは、地域に根差した第一次産業等を核として、その周辺に関連産業の集積を図り、産業群（クラスター）を生み出していく取組をスタートしている。これは、企業立地を含めた関連施策を効果的に組み合わせ、地域地域に「第一次産業など地域に根差した産業を核としたクラスター」（＝地域産業クラスター）を意図的に生み出すことで、地域において持続的な雇用とより大きな経済波及効果を創出することを目指したものである。

本県では、平成29年4月現在、各地域における特性を活用した農業、林業、水産業、食品加工等、19のクラスタープロジェクトを展開するとともに、新たなプロジェクトの掘り起こしに取り組んでいる。現在、本格展開されているプロジェクトのひとつである四万十次世代モデルプロジェクトでは、次世代施設園芸団地でのトマト生産を核として、バイオマス供給施設、種苗供給施設、農産品加工・販売業者、飲食店等が連携し、クラスターの形成を図っている。なお、平成28年度には約100名の新たな雇用も創出し、平成29年度は年内完成に向けて新たなトマト加工品づくりに取り組んでいる。

第一次産業を核としたクラスター形成は、川上から川下に至るまでの多様な仕事を地域に生み出し、産業の集積を促進する取組であり、特に、県内ものづくり企業の付加価値増や取引額の増加が期待できるものである。

以上のことから、本県産業の一層の発展を目指すため、県内の関係者が各々の強みを生かし、生産・加工・流通・販売を一体的に展開する地域産業クラスターの形成を推進し、産業の集積を促進することで、大きな経済効果を生み出し、地域経済の活性化を図る。

②機械系産業、紙産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本県は、高度成長期に多くの災害に見舞われ、その対応に追われたことなどから、道路などの基盤整備はもとより、工業団地の整備や新規工業の導入を進めることができなかったこともあり、構造的には地域資源型工業などに偏っていた。

近年では、工業団地の開発やインフラの整備とともに加工組立型工業に転換されてきた結果、平成28年経済センサスにおける活動調査の産業中分類別対前年増減数においては、金属製品 664,199 万円増、生産用機械 374,136 万円増、業務用機械 131,986 万円増、電子部品 275,679 万円増、電気機械 217,018 万円増、輸送用機械 801,489 万円増となっており、平成26年高知県工業統計調査では、県内の機械系産業等の事業所数は266社であり、これは県内製造業1,043社の約25.5%を占めている。製造品出荷額は16,264,499 万円で、県内製造業の製造品出荷額52,596,591 万円の約31%を占めるなど重要な産業である。本県の特徴として、グローバルニッチトップ企業や独自性のある技術力を有する企業があり、例えば、電解コンデンサ用の絶縁紙製造の最大手、強力吸引作業車製造、無公害型の杭圧入引抜機の開発・製造、歯科材料製造等、国内外に注目され、全国あるいは世界に誇れる企業が数多く存在する。

また、千年の歴史を誇る土佐和紙は、江戸時代に入ってから藩の主要な特産物として保護され、改良を重ねながら伝統ある地場産業として、本県の土佐市、いの町などに産地を形成し、紙業王国土佐として栄えてきた。紙関連産業の製品出荷額は約10%を占めており、紙関連産業をはじめ製造業は本県にとって重要な産業であ

る。なお、県内の紙関連事業所数は 59 社、付加価値額は 2,123,579 万円であり、1 社当たりの平均付加価値額は約 35,993 万円、これは県内他分野の製造業の平均付加価値額の 2.1 倍以上であり、高い付加価値が創出されている。

現在は、工業用部材としての活用も盛んであり、アルミ電解コンデンサ用セパレータにおいて、国内シェア 95%、世界シェア 60%を誇るグローバルニッチトップ企業のほか、ウエットティッシュ、シート化粧品、ドリップ吸収、エアフィルターなどの各種不織布、トイレトペーパーなどの衛生材料等を製造する、特徴ある紙関連産業の集積が形成されている。また将来的には、CNF（セルロースナノファイバー）などの高機能素材を活用した事業展開も期待される分野である。

以上のように、本県には、ニッチトップや特色のある技術を持つ製造業が多数存在し、県内各地の工業団地等に集積していることから、本県産業における重要な分野と位置づけている。

これらの集積を活用することで、さらなる付加価値を生み出す事業の創出を図る。

③高知ならではの新産業の振興により培われた知見を活用した成長ものづくり分野

本県では、県内に新たな事業を意図的に創出し続けることを可能とする仕組みを創り上げていくことに取り組んでいる。

その高知ならではの新産業の 1 つとして、防災関連産業分野のものづくりを振興している。背景として、高知県では、古来より地震以外にも台風や集中豪雨など幾度となく大きな自然災害に見舞われており、その度に新しい知恵や技術を生み出すことで、それらを克服してきた歴史で培った知見と、南海トラフ地震が発生した場合、海岸部で最大 34.4 メートルにも及ぶ津波の発生が想定されるとの発表もあり、その厳しい被害想定から、防災・減災に役立つ製品づくりの取組が広がっている。

これらの製品は、「高知県防災関連登録製品」として高知県防災関連産業交流会（事務局・県工業振興課）が認定しているが、平成 24 年度の 42 製品、売上高約 0.6 億円から、平成 28 年度は 119 製品に増え、売上高は 47.4 億円に拡大するなど、着実に成果が出ている。このように「メイド・イン高知」の防災関連製品について、県内外での販売を促すことで県経済が活性化され、さらに製品の開発が進み、また、そこからさらに災害への対策が進んでいく。そういう好循環が生まれるよう、約 170 社・団体からなる「高知県防災関連産業交流会」によるマッチング支援や高知県産業振興センターによる販路拡大、高知県工業技術センターによるものづくり支援など、官民一体となって「防災関連分野」振興の取組を進めている。

また、本県では、高知県の強みである防災関連産業等における現場の課題をもつ企業等と情報産業等が連携することで、I o T 導入による早期の課題解決や革新的なビジネスモデルの創出、各産業の生産性向上、製品・サービスの高付加価値化を推進するため、平成 28 年 7 月に「高知県 I o T 推進ラボ」を立ち上げ、経済産業省の地方版 I o T 推進ラボの第 1 弾選定地域の認定を受け、県内事業者に向けて I o T や I T の導入を推進する取組を進めている。

「高知県 I o T 推進ラボ」への参画企業数は平成 29 年 9 月末時点で 117 社と、当初の目標（平成 30 年度末時点・100 社）を大きく超えており、I o T 技術に関するセミナーのほか、課題を有する各産業の生産現場や中山間地域の福祉・教育現場の方と I o T 技術による解決策を有する会員企業との意見交換などを通じ、I o T 技術の活用による地域の課題解決を図るためのプロジェクト創出に向けたマッチング

の取組を積極的に行っている。同ラボの活動において、活用可能な技術や新たに開発された技術をもつ情報産業や製造業の企業等による連携を促進することで、IoT技術の導入による早期課題解決、革新的なビジネスモデルの創出が期待できる。

このように、本県をフィールドとした高知ならではの新産業の振興により生産性向上や機械化・IoT化等が進められていることから、その効果を活用することで、さらなる付加価値を生み出す事業の創出を図る。

④コールセンター、バックオフィス等の集積を活用した情報通信関連分野

本県においては、良質で多様な働く場所を生み出すため、平成16年度から若者や女性からのニーズが高いコールセンター、バックオフィスの誘致に本格的に取り組んできた。

また、漫画や写真、映像、音楽、コンピューターゲーム等を制作する事業所の企業誘致に本格的に取り組んでいる。

インセンティブ策としての補助制度を設け、人材確保等のアフターフォローに力を入れるなどにより、県中心部のみならず中山間部にもコールセンター、バックオフィス等が集積しているところである。

具体的には、これまでの成果として、本県に進出した企業で、既に1,000人を超える雇用創出のほか、新たなオフィス需要の創造、オフィスが立地する地域の活性化に寄与しており、特に雇用に関しては、本格的な取組を開始した平成16年4月に0.16倍であった事務的職業の有効求人倍率が、平成29年4月には0.32倍まで改善するなど、コールセンター、バックオフィス等の立地企業が事務職への就業を希望する人材の雇用の受け皿となっている。

さらに、有効求人倍率が1倍を超え、人手不足の状況が続く中、本県の事務的職業の有効求人倍率は0.4倍を下回っている。これは、雇用の場としてさらなる企業立地が求められていることを示している。

以上のことから、地域における人材確保及び育成を視野に入れながら、コールセンター、バックオフィス等の集積を活用するとともに、さらなる集積を促進させつつ、地域経済を牽引する事業を創出し、地域経済の活性化を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。方針としては、設備投資への減税措置の創設、事業者の相談窓口の設置に加え、地方創生関連施策などの国の支援策も積極的に活用していく。

(2) 制度の整備に関する事項

①各種予算措置（県）

県において、製造業を中心とする産業強化支援に関する各種予算措置を講じていく。

②企業誘致助成制度（県）

すでに県において、製造業を中心とした施設整備に対する助成制度を措置しているが、地域の事業者ニーズや動向を踏まえたうえで、適宜制度の見直し等を実施していく。

③不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

県内において、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税、固定資産税（一部市町村を除く。）の減免措置に関する条例を制定する。

④地方創生関係施策

地域経済牽引事業の実施にあたっては、地方創生推進交付金の活用を検討するなど、地域経済への波及効果が最大限に発揮されるよう配慮する。

(3) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決のための相談窓口を高知県商工労働部企業立地課内に設置し、各市町村と連携・協働のもと対応を行う。

(4) その他の事業環境整備に関する事項

①インフラの整備

四国全域をつなぐ四国 8 の字ネットワークの整備が進められており、県東部については、平成 32 年度に「高知 I C ・高知南 I C」間が開通し、高知 I C から高知龍馬空港 I C までの高知南国道路部分は全面開通する予定である。県西部は、平成 30 年度に「四万十町西 I C ・拳ノ川 I C（仮称）」間、平成 31 年度に「平田 I C ・宿毛 I C（仮称）」間が開通する予定である。

②人材確保支援

企業がより良い人材の確保ができるよう、サポート体制を充実させている。

県と高知労働局とで「高知県雇用対策協定」を締結し、相互に連携していることをはじめ、地元市町村とも密接に連携しながら、きめ細かな人材確保支援を行っている。

また、潜在している人材ニーズを顕在化させ、タイムリーに集約し、都市部人材とのマッチングを進めていく取組を移住促進策とも連携しながら、県内外での人材確保を進めている。

(5) 実施スケジュール						
取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
【制度の整備】						
各種予算措置	措置済	予算措置 継続、検 討	同左	同左	同左	同左
企業誘致 助成制度	措置済	随時見直 し	同左	同左	同左	同左
不動産取得税、 固定資産税の減 免措置の創設	12 月 議 会以降に 条例案提 出	運用	同左	同左	同左	同左
地方創生関係 施策	活用の検 討、運用	同左	同左	同左	同左	同左
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】						
相談窓口の設置	設置済	運用	同左	同左	同左	同左
【その他】						
インフラの整備	運用	同左	同左	同左	同左	同左
人材確保支援	措置済	同左	同左	同左	同左	同左

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、高知県が設置する公設試や産業支援機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮するよう努める。</p>
<p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>①高知県工業技術センター（製造業）</p> <p>食品全般、機械、金属、電子、化学、窯業、木材分野など多岐にわたる分野を対象とし、モノづくり技術に関する基礎から応用分野まで、県内企業の技術力向上と</p>

産業振興を推進するため、試験研究、技術支援を行いきめ細かに対応する。

②高知県紙産業技術センター（製紙業）

蓄積された紙・不織布に関する技術を活用し、高付加価値製品の開発と加工技術の確立への支援、新技術の企業への普及、人材確保や育成などを支援する。

③高知県海洋深層水研究所（海洋深層水を活用する食料品製造業等）

室戸沖で取水される海洋深層水の資源的有効性の実証とその実用化を目指し、食品、水産、農業、健康分野など多くの事業化へ向けて、研究及び分水などを行い、支援する。

④高知県農業技術センター（農業関連）

農業者や消費者ニーズを踏まえ、野菜、花き、普通作物等の生産性並びに品質の向上を図るため、関係機関と連携して新たな技術の開発と個別技術の体系化、実証について支援する。

⑤高知県森林技術センター（林業関連）

本県の豊かな森林資源を活用した所得の向上と雇用の創出に向け、森づくりから森林資源の有効な利活用に係る研究開発、技術支援、人材支援を行い、地域や事業体が抱えている技術的な課題を解決するため支援する。

⑥高知県水産試験場（水産関係）

海面漁業に関する調査研究や技術開発を行うとともに、海の環境や漁業資源のモニタリングを行い、漁業生産活動を支援する。

⑦高知県産業振興センター（県内中小企業全般）

高知県における「中小企業支援センター」・「中核的支援機関」・「経営革新等認定支援機関」として、全国レベルの経営・マーケティング・技術のエキスパートを配置し、多様なネットワークと企業情報・支援情報の蓄積を活用し、ものづくりから創業及び経営革新、研究開発推進、人材育成支援、情報化の推進などを支援する。

また、高知県産業振興センター内に設置しているものづくり地産・地消外商センターでは、本県の食品の加工、機械金属製品、防災製品などありとあらゆる「ものづくり」の総合窓口として、ものづくりに挑戦する企業からの相談に対し、全国レベルの製品づくりや販路拡大のエキスパートが企業ごとの専任担当者として、事業化プランの策定段階から販路開拓・拡大、企業の経営ビジョンを実現するための事業戦略の策定・磨き上げからその実行までを支援する。

⑧高知県産学官民連携センター（県内中小企業全般）

産学官民が連携して行う産業振興や地域の課題解決に向けた様々な取組を推進するため、高知県立大学、高知工科大学、高知大学、高知県の職員が常駐するとともに、高知学園短期大学、高知高専が常設窓口を設置しており、「知の拠点」「交流の

拠点」「人材育成の拠点」を基本機能とし、産学官民連携に関する相談窓口の設置や交流機会の創出、人材育成研修などの取組を支援する。

⑨移住促進・人材確保センター（県内中小企業全般）

各産業分野の人材ニーズから都市部人材とのマッチングを進め、移住促進策と連携した県内外からの人材確保を支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進と自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、国立公園・国定公園を含む地域経済牽引事業計画を承認する際には、国立公園については地方環境事務所、国定公園については県自然環境部局と事前に調整を行い、その他の環境保全上重要な地域内での地域経済牽引事業の実施にあたり、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

本県では、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年3月23日条例第9号）」に基づき、県・市町村・県民・事業者がそれぞれの役割のもとで、連携と協力による防犯意識の高揚とともに、犯罪の防止に配慮した防犯施設の整備に努め、自立と連帯により安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すこととしている。

企業立地の取組においては、これまで立地企業と地域が一体となった防犯体制の整備への協力や交差点での安全対策などについて、警察と十分な協議を行っていくことにより、犯罪の未然の防止など円滑な事業推進に努めてきており、今後とも、上記の条例の趣旨に基づき、地域経済牽引事業の実施によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、警察と良好な関係を維持・増進し、地域住民の一員として住民と一体となった防犯体制づくりに取り組むなど、住民の理解を得ながら安全安心なまちづくりに努めるよう要請していく。

(3) その他

① P D C A体制の整備等

毎年承認地域経済牽引事業計画の報告を受け、事業フェーズごとの進捗を確認し、必要に応じて的確な実施に必要な指導及び助言や、基本計画の変更等の対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、現段階では土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。